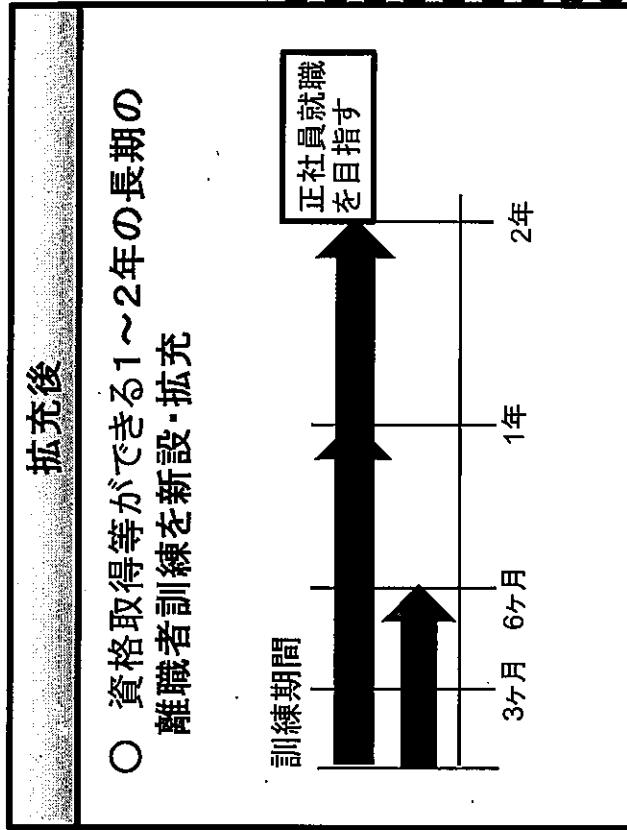
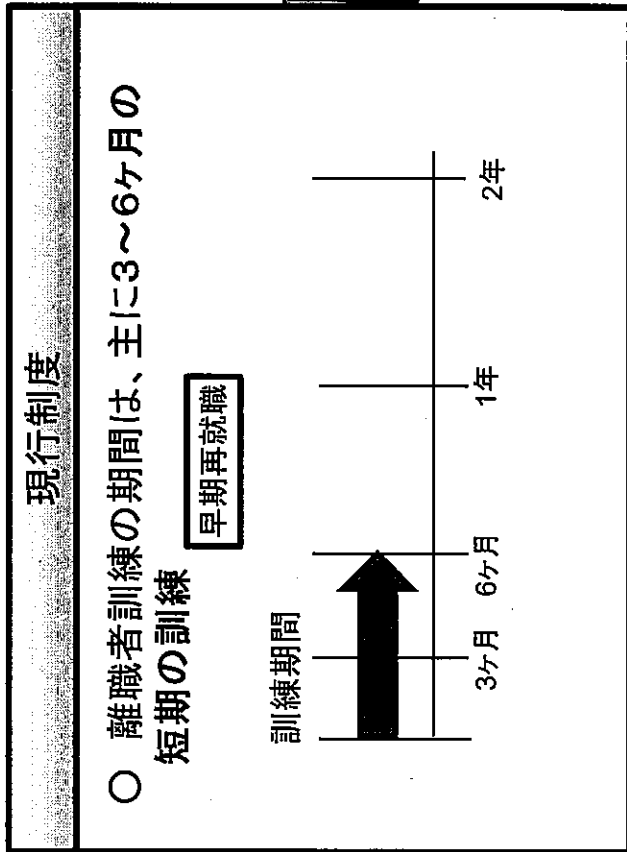


【働き方改革」関連施策①】非正規雇用労働者等の長期高度人材育成コースの創設

公共職業訓練(委託訓練)において、これまで能力開発機会に恵まられなかった非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得やITSSレベル3以上の資格の取得等を目指す長期の訓練コースを新設・拡充し、高い可能性で正社員就職に導くことができる充実した訓練を実施する。

主な対象者：以下に該当する者

- ①ハローワークの求職者
- ②概ね45歳未満
- ③安定就業経験が乏しい又は出産・育児等により長期離職していた女性
- ④ジヨブ・カードを活用したキャリアコンサルティングによりこの訓練の受講が必要と認められた者



さらに、就職後の定着指導やフォローアップの支援を行う。

〔コース例：応用情報技術者、シスコ技術者認定、社会福祉士、精神保健福祉士、建築士、介護福祉士、保育士 など〕